

JIS

電気自動車コンダクティブ充電用プラグ、
コンセント、車両コネクタ及び車両インレット
第3部：ピン並びにコンタクトチューブを
用いた直流及び交流／直流用車両カプラの
寸法互換性要求事項

JIS D 62196-3 : 2014

(IEC 62196-3 : 2014)

(JARI)

平成 26 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 自動車技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	榎 徹 雄	東京都市大学
(委員)	東 雄 一	株式会社本田技術研究所
	荒 井 宏 昭	一般社団法人日本自動車部品工業会
	上 野 潮	自動車基準認証国際化研究センター
	江 角 直 樹	国土交通省自動車局
	大 朋 昭 裕	トヨタ自動車株式会社
	尾 崎 晴 男	東洋大学
	木 戸 彰 彦	一般財団法人日本自動車研究所
	関 口 久 男	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
	古 江 郁 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	寺 谷 達 夫	名古屋大学 (公益社団法人自動車技術会)
	永 嶋 功	公益社団法人全日本トラック協会
	中 谷 敏	一般社団法人日本自動車連盟
	播 磨 英 二	日本自動車輸入組合
	古 谷 博 秀	独立行政法人産業技術総合研究所
	別 所 芳 行	日産自動車株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.10.20

官 報 公 示：平成 26.10.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本自動車研究所

(〒305-0822 茨城県つくば市刈間 2530 TEL 029-856-1112)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：自動車技術専門委員会 (委員長 榎 徹雄)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般事項	2
5 定格	2
6 電源と EV との接続	2
7 アクセサリ（車両カプラ）の分類	4
8 表示	4
9 寸法	5
10 感電保護	5
11 接地線のサイズ及び色	5
12 接地条件	5
13 端子	5
14 インタロック	5
15 ゴム及び熱可塑性プラスチック材料の劣化耐性	6
16 一般的構造	6
17 コンセントの構造	6
18 プラグ及び車両コネクタの構造	6
19 車両インレットの構造	6
20 保護等級	6
21 絶縁抵抗及び絶縁耐電圧	6
22 遮断容量	6
23 通常操作	6
24 温度上昇	7
25 可とうケーブル及びその接続	7
26 機械的強度	7
27 ねじ，通電部及び接続部	8
28 沿面距離，空間距離及び（封止用コンパウンドを通じたの）距離	8
29 耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性	8
30 腐食及び耐発せい（錆）性	8
31 条件付き短絡電流試験	8
32 電磁両立性	8
33 車両ドライブオーバ	8
解 説	51

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本自動車研究所（JARI）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

電気自動車コンダクティブ充電用プラグ、
コンセント、車両コネクタ及び車両インレット—
第3部：ピン並びにコンタクトチューブを用いた
直流及び交流／直流用車両カプラの
寸法互換性要求事項

Plugs, socket-outlets, vehicle connectors and vehicle inlets—
Conductive charging of electric vehicles—Part 3:
Dimensional compatibility and interchangeability requirements for d.c. and
a.c./d.c. pin and contact-tube vehicle couplers

序文

この規格は、2014年に第1版として発行された IEC 62196-3 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

この規格は、直流充電ステーションと電気自動車のコンダクティブ充電とに用いる車両カプラの寸法互換性について規定している。

この規格は、電気自動車コンダクティブ充電用車両カプラ・プラグ・コンセントの一般要件を規定した IEC 62196-1 と併読する規格であり、直流充電用車両カプラ及び交直流複合式車両カプラに固有な要件を規定している。

この規格では、IEC 62196-1 の規定に対する追加要件は“追加”，全体の置換えは“置換え”，適用除外は“非適用”と表記している。IEC 62196-1 の規定内容をそのまま適用する箇条の規定内容並びに細分箇条の番号及び規定内容は省略している。

1 適用範囲

置換え（箇条1全体）

この規格は、標準化した形状のピン及びコンタクトチューブを用いた車両カプラ（以下、車両カプラという。）の寸法について規定する。この規格で規定する車両カプラは、制御手段を備える電気自動車（以下、EV という。）コンダクティブ充電システムに用いることを意図し、定格電流 250 A 以下で、直流（DC）定格動作電圧 1 500 V 以下、交流（AC）定格動作電圧 1 000 V 以下とする。

この規格は、IEC 62196-1:2014 に規定する高出力直流インタフェース及び交直流複合式インタフェースの車両カプラに適用し、IEC 61851-1:2010 及び JIS D 61851-23 (IEC 61851-23) が規定するコンダクティブ充電システムに用いる。